

2026 年 3 月 11 日

各 位

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 会 社 名   | 株 式 会 社 シ マ ノ                         |
| 代 表 者 名 | 代表取締役社長 島野 泰三<br>(コード番号:7309 東証プライム)  |
| 問 合 せ 先 | 上席執行役員 金井 琢磨<br>(T E L. 072-223-3254) |

## 議決権行使助言会社のレポートに対する当社見解について

当社は、2026 年 3 月 24 日開催予定の当社第 119 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に上程しております議案に関して、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services, Inc.（以下「ISS 社」といいます。）及び Glass, Lewis & Co., LLC（以下「GL 社」といいます。）が、賛否を推奨する旨のレポートを発行した事実を確認いたしました。

ISS 社及び GL 社は、会社提案議案については、第 3 号議案「監査役 3 名選任の件」の一部の候補者の選任議案を除き、全ての議案に「賛成」の議決権行使を推奨しております。また、ISS 社は、当社取締役会が反対の意見を表明している、株主提案議案である第 5 号議案「自己株式取得の件」（以下「本株主提案」といいます。）については「反対」の議決権行使を推奨（当社取締役会意見に賛同）しております。このように、ISS 社が、一部の議案を除き会社提案議案に全て「賛成」の議決権行使を推奨するとともに、株主提案議案には「反対」の議決権行使を推奨したことは、当社の主張が ISS 社によって概ね支持されたことを意味するものとして、当社としては積極的に受け止めております。

一方で、GL 社は、一部の議案を除き会社提案議案に全て「賛成」の議決権行使を推奨しているものの、株主提案議案に「賛成」の議決権行使を推奨しており、本株主提案に反対の意見を表明している当社取締役会の主張を十分にご理解いただけていないものと考えております。

各議案に関する当社の意見等は、本定時株主総会の招集ご通知に記載のとおりですが、当社の意見と ISS 社及び GL 社の賛否推奨との間に相違が認められる監査役選任議案及び当社取締役会が反対の意見を表明している株主提案議案について、あらためて下記のとおり、当社の見解を補足説明させていただきます。

株主・投資家の皆様におかれましては、当社の見解をご理解いただき、会社提案議案への「賛成」及び株主提案議案への「反対」の議決権行使を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. ISS 社及び GL 社による会社提案議案である第 3 号議案「監査役 3 名選任の件」（野末佳奈子氏、大竹正浩氏）への反対理由と当社の見解

#### （1）ISS 社及び GL 社の反対理由

ISS 社は、野末佳奈子氏（以下「野末氏」といいます。）の在任期間が既に 12 年に達していることから、同社の定める独立性基準を満たしていないとして野末氏の選任議案について「反対」の議決権行使を推奨していると考えられます。

また、GL 社は、同社の定める独立性基準を満たす監査役の人数が監査役会全体の過半数に達していないとして、野末氏の選任議案及び社内監査役候補者である大竹正浩氏（以下「大竹氏」といいます。）の選任議案について「反対」の議決権行使を推奨していると考えられます。

## (2) 当社の見解

当社は、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、適切かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図り、長期的な視点に基づいてコーポレートガバナンスの充実を図っております。かかる考えの下、当社は、性別、人種、国籍を問わず、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門知識やマネジメント実行を含む幅広い経験を有する者を取締役・監査役・執行役員の候補者として指名することとしております。また、当社は、社外監査役の選任に当たって、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性基準に基づき独立性を有することを確認した上で、全ての社外監査役を独立役員に指定しております。

まず、当社は、本定時株主総会にその選任議案を付議する監査役候補者を指名するに当たって、野末氏の監査役としての在任期間が比較的長期間に及んでいることも考慮し、野末氏の後任となる候補者の確保に向けた適任者の探索を含む様々な検討を行っていましたが、以下の理由により、本定時株主総会においては、野末氏を引き続き社外監査役として選任することが不可欠であるとの結論に至りました。

すなわち、当社は、弁護士としての法務・コンプライアンスに関する専門的な知識及び経験を生かして、独立した立場から当社取締役の職務執行を監査していただくために、野末氏を社外監査役として選任しております。実際に、野末氏は、弁護士としての専門的見地から、内部通報制度や情報管理体制、コンプライアンス面を中心に、監査役会を通じて実質的な改善提言を行ってきているほか、当社初かつ唯一の女性役員として、ジェンダーの観点からも、女性従業員の比率や働き方に関する建設的な指摘を継続的に行い、当社の多様性の推進に大いに寄与しています。このように、野末氏は弁護士としての法務・コンプライアンスに関する専門的な知識及び経験を生かした提言や、女性ならではの視点から女性従業員の比率や働き方に関する建設的な指摘を行うなど、その在任期間において、当社の事業運営にとって極めて重要な役割を果たしてきているところ、法務・コンプライアンスに関する専門的な知識及び経験、ジェンダー・女性ならではの視点、当社の事業運営に関する深い理解という強みを兼ね備えた野末氏と同等又はそれ以上の役割を果たし得る後任の監査役候補者を確保することは容易ではないと考えております。

また、ISS 社は、野末氏の在任期間が 12 年に達していることをもって、野末氏が同社の定める独立性基準を満たしていないとして、「反対」の議決権行使を推奨していると考えられるところ、東京証券取引所が定める独立性基準では在任期間は独立性の有無の考慮要素とはされておらず、また、当社においても、社外監査役の独立性の有無については、在任期間の長さといった形式的な基準にのみ依拠して判断するのではなく、経営陣から独立した立場を保持し、当社取締役の職務執行に対する監査を実効的に行うことができるかといった観点から判断することとしております。野末氏については、上記のとおり、内部通報制度や情報管理体制、コンプライアンス面を中心に、監査役会を通じて実質的な改善提言を行うとともに、当社取締役に対して率直かつ建設的な意見や的確な助言を行っていることから、同氏は当社経営陣からの独立性に欠けるところはないと考えております。

さらに、在任期間が長期化することについては、会社に関する知見が深まることや、社外監査役のメンバー構成として在任期間が短い者だけでなく長い者も存在することで実効的な役割を果たすことができること等のメリットもあると考えられます。この点、会社提案議案である第 3 号議案が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結時点における当社監査役会は、野末氏の他、常勤監査役である吉本昌義氏（在任期間 2 年）、新任の社内監査役である大竹氏及び新任の社外監査役である三寺章敬氏の合計 4 名で構成されることになることから、仮に野末氏についても同氏に代えて新任の社外監査役を選任する場合には、当社の社外監査役 2 名中

2名が同時に新任となり、また、監査役会全体として見ても、監査役に選任されてからまだ比較的日の浅い吉本氏及び新任の監査役3名で構成されることとなります。このように、監査役会の構成が在任期間の短い監査役のみに偏ることになれば、監査役会の会社や経営陣に対する影響力を損ない、却って、監査機能の実効性の低下にもつながりかねないことが危惧されます。そのため、当社としては、当社の事業特性や経営についての深い理解と社外監査役としての豊富な経験を有する野末氏を引き続き社外監査役として選任することが、当社監査役会による実効的な監査の確保、ひいては当社のガバナンス体制の実効性の確保に資すると判断しております。

以上を踏まえて、当社は、野末氏において、弁護士としての法務・コンプライアンスに関する専門的な知識及び経験、ジェンダー・女性ならではの視点並びにこれまでの在任期間で培った当社の事業運営に対する深い理解を生かし、当社経営陣から独立した立場で、引き続き社外監査役として適切な監査を担っていただくことが不可欠であると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。

なお、当社は、本定時株主総会前より野末氏の後任となる候補者の確保に向けた適任者の探索を含む様々な検討を行っていましたが、本定時株主総会後も、引き続き野末氏の後任となる社外監査役候補者につき、検討を進めてまいります。仮に、野末氏と同等又はそれ以上の役割を果たし得る後任の候補者を確保できた場合には、野末氏の次回の改選期を待たずして、当該候補者を野末氏の後任の社外監査役として選任する可能性があります。

次に、上記のとおり、当社は、社外監査役の選任に当たって、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性基準に基づき独立性を有することを確認した上で、全ての社外監査役を独立役員に指定しているところ、本定時株主総会において会社提案議案である第3号議案が原案どおり承認可決された場合、社外監査役候補者である野末氏及び三寺章敬氏の両名を独立役員として指定する予定です。そのため、本定時株主総会において会社提案議案である第3号議案が原案どおり承認可決された場合、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性基準に基づき独立性を有することが確認された、独立役員として指定される社外監査役の人数は2名となり、監査役会全体の半数（4名中2名）に達することとなります。

このように、当社は、監査役の半数を独立性を有する社外監査役とする一方で、残りの半数を当社の事業や業務に精通した当社出身の社内監査役とすることで、監査役会全体として実効的な監査を行うことができる体制を確保することとしております。すなわち、独立性を有する社外監査役は様々な専門知識や多角的な視点を生かしつつ独立した監査を実施する一方で、当社出身の社内監査役は社内の情報を的確かつタイムリーに収集し、これに基づき的確な監査を実施することとしており、これにより、全体として、当社の監査の実効性や有効性が高まっていると考えております。また、当社は、監査役が計画的かつ効率よく監査を行うための体制を整えており、当社出身の社内監査役と独立性を有する社外監査役が適切に連携しつつ厳正な監査を実効的に行うことができていると考えております。

このように、当社の監査役会は、十分な独立性を有しつつ、当社取締役の職務執行に対する監査を実効的に行うことができる構成となっていると考えております。

## 2. ISS 社及び GL 社による本株主提案への賛否推奨の理由と当社の見解について

### (1) ISS 及び GL 社の賛否推奨の理由

ISS 社は、当社の株価純資産倍率（PBR）が1倍を大きく上回っており、2025 年 12 月期における平均 PBR は 1.9 であったことに加えて、当社の政策保有株式の保有状況や ROE（自己資本利益率）で測られる資本効率性について特に懸念される点はないことから、当社は自己株式の取得が恒常的に正当化されるような低評価企業であるとは考えられないとして、本株主提案に対

して「反対」の議決権行使を推奨（当社取締役会意見に賛同）しています。

一方で、GL 社は、当社の資本効率性の状況等に鑑みると本株主提案の内容は過度なものではないとして、本株主提案に「賛成」の議決権行使を推奨しています。

## （2） 当社の見解

当社は、2026 年 2 月 27 日付「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」及び当社第 119 期定時株主総会招集ご通知にてお知らせしたとおり、本株主提案に反対しております。ISS 社の本株主提案に対する「反対」の議決権行使の推奨は、(i)成長投資の余地が狭まることや突発的な危機・リスクが生じた際における当社のレジリエンスの不必要な低下、それによる当社の信頼・成長基盤・市場シェアに対する悪影響等といった、当社の 2025 年 12 月期における連結純利益 340 億円の 6 倍近くにも上る 2,000 億円もの巨額の自己株式取得をわずか 1 年という短期間で実施することに係る当社の懸念についてご理解いただくとともに、(ii)一時的な巨額の株主還元ではなく、中長期的な観点から効率的なキャッシュ・アロケーションを実現し、当社の企業価値ひいては株価を持続的に向上させることこそが株主の皆さまの利益に寄与するという当社の考えにご賛同をいただいた結果と受け止めております。

一方で、GL 社の本株主提案に対する「賛成」の議決権行使の推奨は、(i)本株主提案のとおり当社の 2025 年 12 月期における連結純利益 340 億円の 6 倍近くにも上る 2,000 億円もの巨額の自己株式取得をわずか 1 年という短期間で実施することによる当社の上記懸念や、(ii)効率的なキャッシュ・アロケーションの実現によって企業価値ひいては株価の持続的な向上を目指す当社の方針、(iii) 2025 年 12 月期末連結の現金及び預金の額に対する為替影響（コロナ禍前の 2020 年 12 月期末に比べて円安等の影響で約 1,200 億円増加）につき、十分に理解いただけていないものと受け止めております。

当社は、重要な株主還元策の一つとして、2021 年から継続して自己株式の取得と消却を進めております。当社は、2025 年 2 月 12 日付「株主還元方針、自己株式の取得中止並びに新規の自己株式取得枠の設定に関するお知らせ」で公表しましたとおり、同日から約 2 年間で 1,000 億円程度を目途として自己株式取得を実施することを目指すとの方針（以下「本株主還元方針」といいます。）を掲げており、直近では、本株主還元方針に従って 1 年間で約 500 億円相当の自己株式を実際に取得しました。その結果、年間配当金を含む当社の 2025 年 12 月期の総還元性向は 234%と非常に高い水準となっており、これに伴って、当社の自己資本は 2024 年 12 月期末時点の 8,824 億円から 2025 年 12 月期末時点の 8,683 億円へと、割合にして 1 年間で約 2%減少するとともに、そのうち株価、金利及び為替の時価変動をはじめとする市況の影響を排除した株主資本については、2024 年 12 月期末時点の 7,154 億円から 2025 年 12 月期末時点の 6,706 億円へと、割合にして 1 年間で約 6%減少しております。

当社は、本株主還元方針に従い、2026 年 2 月 10 日付「自己株式取得枠の設定に関するお知らせ」で公表しましたとおり、同月 12 日から 2027 年 1 月 31 日までを取得期間とする 500 億円の自己株式の取得枠を設定しており、当社としては、以上に鑑み、かかる取得枠に基づく自己株式取得を着実に実行することにより自己資本・株主資本の更なる圧縮を目指すべきものと考えております。

当社は、基本的には減配をしない方針の下、引き続き累進的な配当の充実に加え、機動的な自己株式の取得・消却も実施することで、総還元性向 50%を下限の目安とし、今後も株主還元に努めてまいります。

当社は、引き続き株主の皆さまと建設的な対話を重ね、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

(ご参考) シマノコーポレートサイト (株主総会関連資料)

<https://www.shimano.com/jp/ir/shareholdermeeting.html>

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02673/8977cb6d/bb69/4966/9c82/9657cef1b3d4/140120260227571927.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS02673/8977cb6d/bb69/4966/9c82/9657cef1b3d4/140120260227571927.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02673/8977cb6d/bb69/4966/9c82/9657cef1b3d4/140120260227571927.pdf)

決算短信補足説明資料 2025-4Q

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02673/00f646c4/4bc5/41d2/8211/5ef2f28836b0/20260210153832614s.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS02673/00f646c4/4bc5/41d2/8211/5ef2f28836b0/20260210153832614s.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02673/00f646c4/4bc5/41d2/8211/5ef2f28836b0/20260210153832614s.pdf)

自己株式取得枠の設定に関するお知らせ

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02673/b777d265/cdcd/4001/8c7c/b59f29eb4759/140120260209552884.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS02673/b777d265/cdcd/4001/8c7c/b59f29eb4759/140120260209552884.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02673/b777d265/cdcd/4001/8c7c/b59f29eb4759/140120260209552884.pdf)

以 上